

商工課からの
お知らせ

10月は「中退共」加入促進強化月間です！
松本市の助成金制度でさらにお得に！電子申請で簡単手続き

中小企業退職金共済制度（中退共）をご存知ですか？

中退共は、中小企業で働く従業員の退職金を国がサポートする制度です。

中退共の主なメリット

- ✓ 国の制度なので安全・確実
- ✓ 掛金は全額非課税
- ✓ 従業員の福利厚生向上で人材確保にも効果的
- ✓ 退職金制度を手軽に導入できる



中退共の加入条件

対象企業：従業員300人以下または資本金3億円以下の中小企業・個人事業主

対象従業員：常用従業員（パートタイム従業員も加入可能）

掛金：月額5,000円～30,000円の範囲で従業員ごとに設定

松本市は中退共加入事業者を応援します！

松本市は、中小企業の従業員の福祉の向上と雇用の安定を図るため、中小企業者が負担する退職金共済掛金の一部を補助します。

申請方法：Logoフォームで電子申請が可能になりました！

対象事業所に送付される通知文のURL・二次元コードからアクセスして申請できます。

電子申請のメリット

📱 24時間いつでも
申請可能

🏢 市役所に来庁不要

📄 申請書類の
郵送不要

お問い合わせ・ご相談はこちら

○中退共制度について

中小企業退職金共済事業本部

電話：03-6907-1234

ホームページ：<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

○助成金について

松本市産業振興部商工課労働・雇用担当

〒390-0811 松本市中央4丁目7-26 勤労者福祉センター1階

電話：0263-35-6294 FAX：0263-35-6295

受付時間：平日8:30～17:15

ホームページ：<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/benricho/3008.html>